平成7年1月1日発行 第206号 隔月1回25日発行

# 行政書出居っかいなる

1995.1. NO. 206 〈新春特集号〉

新年あけましておめでとうございます。



<網走海岸の流氷> 網走支部・池田高明副支部長提供





K

陶冶を心がける。

行政書子は、相互の融和をはかり、信義に

反
そ
は
な
ら
な
い
。

行政書士は、人格を磨き、良識と教養の

精通し、公正誠実に職務を行う。

# 字は、国民と行政とのきず 行政書士倫理綱領

三、行政書士は、国民と行政とのきずなとして、行政書士は、国民の権利を擁護するとこ、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。 国民の信頼に応える。 ともに義務の履行に寄与する。 ともに義務の履行に寄与する。 ともに義務の履行に寄与する。

目 次

≪新年のあいさつ≫	
年頭にあたって 北海道知事 横路 孝弘	3
新年のごあいさつ 日本行政書士会連合会会長 住 吉 和 夫	4
年頭のごあいさつ 北海道行政書士会会長 日向寺 正 幸	5
≪新春座談会・会長、坂田北海道土木部管理課長と語る≫	6
○支部紹介/網走支部 網走支部長 青 沼 爽 壱	15
○秋の黄綬褒章に輝く/札幌支部・森口松太郎先生	16
○いま、問われる制度	17
≪業務資料≫	
はやわかり建設業許可 業務研修部長 佐 藤 隆 一	20
道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令について	27
○本会役員・OB会の集いに参加して(橋本雄一)/表紙のことば	27
○本会の主要行事/支部のうごき	28
○お知らせ ·····	29
≪日政連北海道支部だより≫	
年頭のごあいさつ 日政連北海道支部長 日向寺 正 幸	30



## 年頭にあたって

## 北海道知事 横路 孝弘

道民の皆さん、明けましておめでとうございます。

新しい年が希望に満ちた年となりますようお祈り申し上げます。

昨年、北海道は、一昨年に続いて大きな地震に見舞われました。被災された皆さんには不自由なお正月をお過ごしではないかと、心からお見舞い申し上げます。

一方、天候にはたいへん恵まれ、豊かな実りの秋を迎えることができました。特に、きらら 397 などの米は質、量ともすばらしい出来となりました。観光も、夏以降たくさんのお客様にお越しいただき、秋からの大型キャンペーンとあいまって、好調に推移しております。

また、昨年6月から、国際的なハブ空港をめざす新千歳空港の24時間運用がスタートしました。24時間 化にご理解いただいた地元の皆さんに重ねてお礼申し上げるとともに、道民の皆さんには今後とも新千歳 空港の積極的な利・活用をお願いいたします。北海道新幹線につきましては、地元の調整が整い、ルート 公表に向けた調査の開始を国に要請いたしました。これで北海道新幹線は実現に向けて大きく一歩を踏み 出すわけですが、こうした交通アクセスの整備は、未来の北海道づくりの土台となるもので、道としても 引き続き全力で取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

バブル崩壊以降低迷を続けていた本道経済にも、ようやく明るい兆しが見えて参りました。今年が本格的な景気回復の年となりますよう、私どももさらに努力していきたいと考えております。

早いもので、私が知事に就任してから12年となり、こうして新年のごあいさつを中し上げるのも最後となりました。この間、皆さんには本当にお世話になりました。心から感謝しております。

さて、今年は、戦後50周年という節目を迎えます。世界が冷戦終結後の新しい秩序を模索する中、私たちもこの機会に過去を正しく認識し、反省すべきところは反省しながら、広い視野をもって、アジアや世界を見なくてはならないと思います。そして、悲惨な戦争体験に裏打ちされたわが国憲法の理想の火を輝かせながら、世界の困難の解決と平和の構築に、日本や地域がどうかかわっていくかを考える、そんな年になればと思っています。

また、明治維新以降、近代社会への仲間人りをめざして営々と築き上げてきた日本の政治・経済・行政のシステムを根本から問い直さなければならない時を迎えています。地方分権や規制緩和を求める声が高まり、行政や地方自治の役割も大きく変わろうとしている今、私たちが何をすべきか、北海道がどんな役割を果たしていくべきかを皆さんとともに考える、そんな年にしたいと思います。

私も残された任期、こうした時代の流れを見据えながら、北海道の発展のために全力を尽くして参ります。

そして、これまで皆さんとともに築き上げてきた北海道が、未来に向けてさらに力強く飛躍していくことを、心から願っております。

道民の皆さんのますますのご健勝とご多幸をお祈りし、年頭のあいさつとします。

平成7年 元旦



## 新年のごあいさつ

## 日本行政書士会連合会 住 吉 和 夫

平成7年の新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを中し上げます。

日頃より日向寺正幸会長をはじめ北海道行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っていますことを、本誌をお借りして厚く御礼申し上げます。

私は、日行連会長に選任されて以来、全役員と力を合わせ、連合会の発展と全国の行政書士のために最善の努力を傾注してまいりました。新年を迎え、一層心を引き締めて日行連の運営と制度の充実に取り組んで参りたいと決意を新たにしておりますので、昨年に引き続きで協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国際化、情報化を迎え、時代は速いテンポで動いております。行政書士を取り巻く環境も例外ではありません。昨年の10月には、行政手続の公正さと透明性を求め行政手続法が施行されました。同法の施行は、国民と官公署の間にあって許認可申請等行政手続の専門家である行政書士にとって、活躍の場が明確に提供されたものであり、行政書士の存在を社会に大きくアピールするものです。行政書士に寄せる国民の期待にも大きいものがあると思われます。また規制緩和、地方分権が推進される中にあって、行政書士の果たす役割がますます重要視されてきております。

わが国には、法律の専門家といわれる集団が数多く存在し、それぞれ機能しております。各士業法は士業保護のために存在するのではなく、国民への便益供与のためにあるということです。行政と国民の接点にあり、地域社会に貢献しているわれわれ行政書士はこのことに常に思いをいたし、法律家としての自負と自覚を持ち自己研鑽に励まなければなりません。

行政書士法は、誠実に業務を行い、信用、品位を害する行為を禁止し、高潔な人格を有し、社会の模範となることを行政書士に求めております。行政書士が依頼された業務が出来ず、依頼を拒絶することは行政書士の信用を失墜させることのみならず、他団体からの職域の侵害に通じ、行政書士の弱体化を露呈することであり、制度の崩壊につながりかねません。このような懸念をなくすべく昨年は、全国の新入会員を対象とした基礎講座の開講、また伝達講習を主眼とした各種業務指導者研修会を行いました。

会長就任以来、私が会員の皆様に示した①研修機関の設置、②報酬額体系の樹立、③行政書士法の改正の3点については、鋭意その実現に努力いたしているところであります。

連合会の任務は、行政書士会及び行政書士会員の指導であり、この連合会の機能を発揮すべく最善の努力をすると同時に、現代社会の要請に見合った行政書士制度の確立と全国行政書士会員のニーズに応じられる連合会の運営に向け引き続き努力をいたす所存ですので、一層のご理解、御協力をお願い申しあげます。

年頭にあたり、日向寺会長をはじめ北海道行政書士会の会員のご多幸を心からお祈り申し上げますとと もに、日行連に対する一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、新年のあいさつといたします。



## 年頭のごあいさつ

## 北海道行政書士会 日向寺 正 幸

明けましておめでとうございます。

輝かしい平成7年の新春を迎え、心からお慶び申しあげます。

会員の皆様には、日頃から本会に対する暖かいご理解とご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申しあげる 次第であります。

顧みますと昨年は、わが国の政治経済をとりまく環境は大きな段階を迎え、わが行政書士界にもいろいるな影響があったことはご承知のとおりであります。一例を挙げますと、経団連が政府に対して提出した「各分野における規制緩和に関する具体的要望書」の中に、自動車団体からの要請に基づき、「行政手続の簡素化、情報化を強力に推進するとともに、行政書士による代書業務の専属を緩和すべきである。」という行政書士政度の根幹にかかわる内容が盛り込まれておりました。これに対する対応については、「月刊日本行政No. 261」に掲載されているとおりであります。また懸案である行政書士法の一部改正については、自動車関係団体と37回にわたって話合いを重ねてきましたが、いずれにしても大詰にきていることは間違いありません。これについて内部から臆測が流れ、混乱があったようですが、今こそ、われわれは行政書士制度の限りなき前進のために一致団結して立ち向かわなければならない大切な時であると痛感するものであります。

昨年10月には、行政手続法が施行され、行政書士の職責は、ますます重要性を増して参りました。われわれ行政書士は、いよいよ専門職能を発揮して国民の信頼を深め、その有用性を示さなければならないと思います。そのためには、たゆまざる研鑚が絶対に必要であり、連合会も単位会もそのためにあるといっても過言ではありません。私は本会会長として又連合会役員として一貫してこのことを主張して参りましたし、また、この姿勢こそが、行政書士のアイデンティティ(存在意義)の確立につながるものと確信するものであります。

次に、皆様、既にご承知のことと思いますが、昨年は本会にとりましても誠に栄誉な出来事がありました。本会の役員として私共の大先輩である森口松太郎先生(札幌支部所属)が、11月3日行政書士として業務に精励され衆民の模範であることを認められまして、黄綬褒章受章の栄誉に輝やいたことであります。更に全国の受章者を代表して謝辞を述べる栄誉に浴されたことであります。森口先生は札幌支部の初代支部長であり、本会理事および副会長を歴任されまして、本会草創期から行政書士制度発展のために尽力されたご功績は誠に顕著なものがあり、本会挙げて深く敬意と祝意を表する次第であります。

新しい年を迎えるにあたり、皆様にとりまして、より良い年でありますよう心から祈念申しあげますと ともに、何卒本年もよろしくご指導、ご鞭撻を賜わりますよう御願い申しあげまして、年頭のごあいさつ といたします。

## 新春座談会

## 会長、坂田北海道土木部管理課長と語る

本会では、新年号に道内における建設業界の現状と改正建設業法の概要について、坂田武志北海道土木部管理課長に御足労を願い、座談会を企画いたしましたところ、ご多忙の中快諾を得ましたので、日向寺会長、中川・佐藤両副会長と平成6年11月7日フジヤサンタスホテルにおいてその実現をみました。

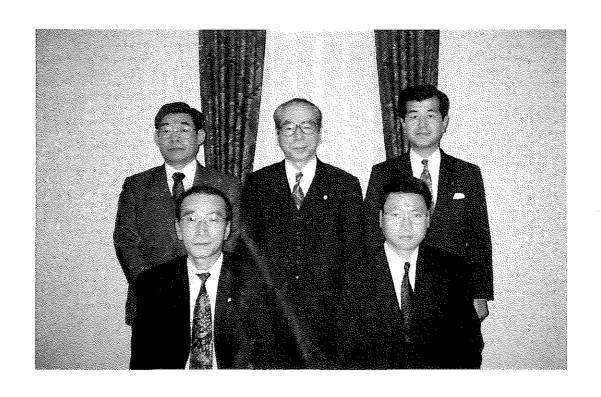
出席者 北海道土木部管理課 課 長 坂 田 武 志 様

北海道行政書士会 会 長 日向寺 正 幸

同 副会長 中川 宏 熙

司会者

北海道行政書士会 副会長 佐藤良雄



司会 明けましてお目出とうございます。昨年は200号記念ということで横路知事にお出ましを頂きました。今年も道庁の、特に現場で我々が直接お世話になっております方にご登場頂いて紙面を飾りたいなと思っておりまして、坂田土木部管理課課長さんにお忙しい中わざわざお出ましを頂きましたことは、私共業界にとって大変うれしい限りでございます。それでは始まりに当たりまして自己紹介と当会概要に関してご説明をさせて頂きます。

日向寺会長 本当に今日は公務ご多端の中を坂田課長さんにお運び頂きまして誠にありがとうございました。私は北海道行政書士会会長を昭和62年から務めさせて頂いておりますけれども、その間いろいろと道の皆さん方、特に建設業関係につきましてはお世話になっているわけでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

現在北海道行政書士会は10月31日現在で1449名の会員がおり、全道各地でそれぞれ活躍しておりますが、特に札幌が583名で40%を占めているわけでございます。そうした中で昨年は知事さんにいろいろとお忙しい中を対談して頂きました。今回は建設業ということで私共のシェアの中で一番重要、重みのある仕事でございますので、建設業についてご対談頂ければと思って進めて参ったわけでございます。

ちょうど今年は行政書士法制定45周年という一つの節目でもございますので、新年号にそれを掲載するということで進めて参りたいということでお願い申し上げた次第でございます。本会は全道に14支部ございまして、丁度支庁の数と同じですけれども、所在地が違う所もございますが、行政書士として地域住民とお役所とのパイプ役としての努力をしているところでありまして何かと今後ともお世話になるかと思いますがよろしくお願い申し上げたいと思います。

中川副会長 私は昭和47年に入会致しまして、 札幌支部で4年間程監察関係の理事をやっていた 際に、石狩支庁さんの歴代の係長さん、係の方に いろいろ会務を通しながらお世話になったことが ありまして、その後に常任理事を6年間やってお りました、昨年経理と監察の担当副会長に選任さ れた次第でございます。

常任理事時代には業務研修部長ということで建設業許可の研修等に力を入れておりまして、様々な機会をとらえ基本的には自己研鑚をして下さい、とお話しておりまして、又、会の組織としてはそれを手助けするということです。私達としては、出来るだけ早く土本部管理課長さんにお会いしたいという気持ちでおりました。

そんなことで今回こういう機会を与えて頂きま してありがたいと思います。

司会 それでは坂田課長様に簡単に自己紹介と、 北海道土木部管理課と各支庁の機能に関して、簡 単にご説明を頂きたいと思います。

坂田北海道土木部管理課課長 自己紹介をさせて 頂く前に日頃からお世話になっています、行政書 士会の皆様方に感謝とお礼を申し上げたいと思い ます。私共土木部は事業実施を含めましていろい るな事業の展開を図っておりますが、その中では 日頃から行政書士会の皆様方のお力添えを得なが ら地域との関わりの中で土木部が事業を進めてい るというようなことがあろうかと思います。とり わけ建設業許可に関わる部分と行政書士会の皆様 との関わりという部分では本当に日頃からお世話 になっております。この点について感謝を申し上 げたいと思います。

私は役所生活30数年になりますが、この4月に 小樽土現から管理課に勤務をさせて頂きました。

小樽土現の所長を1年間させて頂きましたが、 その前は桧山支庁に経済部長ということで行かさ せて頂きました。私は長い間土木部でしか生活を したことがないと言いますか、そういう人達との ふれあいしかなかったわけでございまして、2年 間程桧山支庁で勉強させて頂きました。

その中で建設業界の方々との関わり以外にやは



り経済部となりますと、水産あるいは林務、商工というような関係業務がありました。新しい30年振りの発見と言いますか、こんな部署で2年間やらさせて頂きましたので、その時に初めてよそから今関係しております建設業界を見させて頂きました。

一つは、2千年近いような歴史の関わりの中で建設業という仕事はあったのではないかと思っております。しかし北海道そのものの歴史を見ますと新しゅうございますから、それは非常に激しい今日的な社会の動きの中では北海道はむしろ新しい動きの中に即対応していけるのではないかと思っております。

入札制度につきましても昨年から新たに変わったわけですから、大変な難しさがあるのではないかと思っています。また土木部の管理課と支庁との関わりと申しますか、それぞれの役割という問題につきましては、私共常日頃思っていることは、道民の方々、それぞれ地域にいらっしゃる方々を含めて誰でもいつでもどこでもと言うのでしょうか、そのような関わりの中で行政サービスが受けられれば一番望ましいということで、私共は日頃から支庁とは連携を取っているつもりでおります。

その中でとりわけ考え方としましては、建設業法という絡みの中で許可の申請あるいは更新の申請ですとか、経審の問題等々深く関わってきているのではないかと思っております。そこの部分に触れる前に私共土木部管理課そのものがよく承知をされていない部分があるのではないかと思っています。業界の方々は殆どご存知だと思うのです

が、一般的に管理課というのはどんな仕事をして いるのかという部分があるのではないかと思って おります。

物づくりというのが土木部の主要の事業であり、 当然道路にしろ、河川にしろ、海岸にしろ、社会 基盤の整備あるいは産業基盤の整備、これが大き な我々の役目でございまして、それを整備するこ とによっていかに豊かな生活を実感できるかとい うのを支援していくのが我々土木部の責務だと 思っております。

そんな中では直接的に言えば物づくりと関係が ないのかも知れませんが、間接的に言えば私共も 土木部の物づくりに参画をしているのでははなか と思っているわけです。管理課というのは土地の 用法に関わるところの収用の手続きの問題が一 ですます。その他には用地の補償ですとかそのようなにも関わってますが のまずとかそのような話題になってますがよりますがられて事情であるとであると話題になってますが ますし、今日いろいろと話題になってますがよりますがらいる事情を は更新、経営事項審査等々ということも関係領 いなります。またがらなど変わりまして設計でいる できるいは単価歩掛というような部分にす でも私共の管理課が業務としてやっておりま

そのような多岐に渡っている業務の中で、やは り一番行政書士会の皆様方と直接関わってくるの は建設業法に伴うところの許可です。いずれに致 しましてもこの部分につきましては当然支庁とも 同じスタンスに立って物事をやっていかなければ ならないだろうというふうに思っております。今 支庁でやっている業務また本庁でやっている業務 は同じ内容でございますけれども、その為には本 庁も支庁も同じスタンスで仕事を進めて行かなけ ればならないというようなことがあるのではない かと思っております。

そのようなことから言いますと、建設業が果たす役割というのは私共先程の物づくりの観点から 言いますと非常に大きい責務があるだろうと思っておりますし、地域づくりをリードしていく産業 である建設業にとってもいろいろと私共と関わり がございますから、許可ですとか経営審査事項の 審査についても、私共と支庁とが連携を取りなが ら対応して参りたいと思っております。

具体的に申し上げますと、許可等の事務につきましては道内のみで営業される場合、北海道あるいは青森、東京というふうに他府県と跨がっている場合がございますが、道内のみで営業されます知事許可の建設業者の許可や経審につきましては、当然国から機関委任ということで北海道知事が行うことになっておりまして、各支庁の建設指導課でやって頂いております。

また、営業所が他府県に跨がる大臣許可につき ましては私共管理課で受付審査の上建設大臣に進 達するということになっておりますが、いずれに 致しましても支庁も我々も同じような責務でござ います。

その他に公共事業に参加して頂く為には大臣あるいは知事、許可業者共入札参加資格願を出して 頂かなければなりませんから、これにつきまして は支庁の会計課の方によくご相談をして頂かなけ ればならないというふうに考えております。

いずれに致しましても建設業の許可ですとか、 経営事項の審査等の内容の定めあるいはその取り 扱いにつきましては各支庁が統一して受付審査が 出来るように私共管理課が調整をしていかなけれ ばならないというように考えております。またこ れらの申請処理につきましては行政書士会の方々 が建設業者のご依頼によりまして書類作成してご 申請願うわけでございますので、今後共その辺の 扱いにつきまして留意をお願いしたいと思ってお ります。

司会 ありがとうございます。

続いて会長から先程1449名の会員、これはそれ ぞれの地域に定着をして仕事をしておりますけれ ども、私共側の業務の実態、役割とかをお話しし て頂ければと思います。

日向寺会長 ご案内の通り行政書士の仕事とい

うのは非常に広範囲でございまして、3千種類あるいは5千種類と言われるほどの業務を持っていると言われております。実際都市部にいる行政書士はどっちかと言うと専門家していわゆるパルコ型行政書士という方が案外多いのではないかと思います。

地方においてはパルコではちょっと成り立たないと言いますか、何でも屋と言いますか、コンビニエンスストア型の行政書士でなければむしろいけないのではないかと思います。さらに専門的な仕事についてはやはりプロとしての実力を身につけていかなければ、駄目だと思っております。

自ら専門的な分野が分かれているというような ことも言えるのですが、一般的に地方におります と、私も地方ですけれども、何でもこなさなけれ ばならないという立場で、建設業が来れば私は知 りませんよということにはなりません。そんなこ とでまがりなりにもやらなければならないという ことで、何とか勉強しながら対処して行くわけで ございますが、この度も建設業法が改正されたの でいち早く我々も対応して行かなければならない ということで、14支部の中で7支部の方々が支庁 の建設指導課の係の方に講師をお願い申し上げま して早速研修会を開催して戴いているわけで、何 と言っても私共は街の法律実務家として依頼者に 信頼を受ける仕事をして行かなければならないと いうことを肝に銘じているわけでございますが、 その為にはいろいろな場面で研修会というものを 各支部でも行っておりますし、全道段階でもやっ ているわけです。そんなことで力を付けて行かな ければならないということで努力しているわけで ございます。また、新しく毎年何10名の方が入っ てくるわけですけれど、その方に対しても毎年新 入会員の研修会を開催しておりますが、必ず建設 業を一つの研修科目としております。

私共にとりまして建設業の仕事というのは非常にウエイトを占めておりますので、"一通り皆さん建設業だけは覚えて下さいよ"ということで進めているわけでございます。会員の中には"建設業はやりません"という者もおりますが、私共と

しては一応お客さんが来た場合には建設業をやっている人に紹介するとか、そういう手当てをしてあげなければならないということで、それぞれ専門専門の形でやっているわけでございますけれども、初めてやる方あるいは勉強不足の方がいて役所には大変ご迷惑を掛けているようなこともあろうかと思いますが今後共よろしくご指導賜わりたく、お願い申し上げる次第でごさいます。

司会 私共建設業の側面から建設業界と接点がございますが、建設業界の実態に関しては実はあまりよくわかっていないのかも知れません。監督官庁でございます管理課長さんの目から見て今北海道建設業界の特徴のようなものがあるのかも知れませんのでこの点についてお話して頂くのと、今回建設業法の改正されましたけれども概要と主旨に関してもご説明願いたいと思います。

坂田北海道土木部管理課課長 いろいろな分野の中でやはり依頼者に対して信頼の出来る位置付けの中で仕事をして参りたいという日向寺会長のお話をお伺いしたわけですが、正にその通りなんだろうなと思っておりました。私共、公共事業を扱う立場と致しまして、道民の負託を受けて公共事業を発注させて頂いておりますから、そういう部分では発注者、受注者と言う垣根を越えた部分の中で信頼関係が成り立って行かなければならないのかなというふうにお話をお伺いさせて頂いたわけです。

建設業界そのものにつきましては全国の許可業 者の方が実に53万社と言われておりまして、これ は年々増加の傾向にあるのではないかと思います。

数字的に申し上げますと、平成6年3月現在では道内の許可業者の方が2万4千174社という大きな数字になっておりました。その内、道内の大臣許可をお取りになっている方が136社、本当に微々たるものと言えるのではないかと思います。その方々の資本金を見てみますと、概して1千万円から5千万円未満の資本金の方が全体の3割程度を占めています。資本金1億円以上になります

とその1割未満の状況でございまして、圧倒的に 資本金は少ない方々で構成されているのではない かと思います。

しかし建設業界の方々が本道に果たす役割というのは非常に大きなものがあると思います。また、建設業の方々の総生産額は本道経済の1割を担っているわけでありまして、従事する労働者の方々も全体の就業者の1割以上を占めています。正に本道の基幹産業としての重要な役割を担っているのではないかと思っておりますし、道内の経済や社会に及ぼす影響は大きいものがあると思っております。

先程も申しましたけれども、産業を支えている建設業の大半は残念ながら経営基盤が弱いと言いますか、他の産業に比べまして倒産の実例を取ってみましても多くあり、必ずしも安定した産業構造にはなっていないのではないかと思います。

また産業に従事する労働者の平均像を私共の白書から見ますと、労働者の方々の平均像は給料の額で全産業の平均より高くなっている状況にはございますけれども、反面労働時間が長く、よく3 K職場と言われております。とりわけ建設業に従事される方の労働災害は多いということもございまして、労働時間あるいは労働災害から見ますと他の産業から比べまして立ち遅れている面も多く見られるのではないかと思っております。

先程申し上げましたけれども、一方では建設産業、生活基盤ですとか産業基盤等の担い手としての期待が寄せられておりますし、これらの期待に応えて頂く為には長年培われました建設業界がもっともっと発展して確たるものにして頂くためにはやはりそれぞれ抱えている悩み事と言いますか、様々な課題を早期に解決する自助努力を通して、企業自体の道を確立しながら対応してもらわないと建設業界の北海道における状況としては厳しいものがあるのではないかなと思っております。

司会 改正建設業法に関してはいかがですか。

坂田北海道土木部管理課課長 建設業法が改正

されましたのは、ご案内の通り昭和62年以来7年 振りの改正となったわけでございますが、この改 正の大きな原因というのは、公共工事を巡ります 様々な問題を契機と致しまして、公共事業に対す る国民の信頼を回復する観点から公共工事の入札、 契約制度の改革が強く望まれて参ったわけでござ いまして、こうして様々な状況を踏まえまして、 中央建設業審議会から改正につきまして建議なさ れました。

そこで入札契約のあり方について基本的な方向が示されたわけでございますが、この建議におきまして一つには不良業者の排除等の事項についても提言がされておりまして、またこの平成6年3月の「新たな時代に向けた建設業法のあり方」におきまして、建設業法の具体的な改善点について示されたわけでございます。

建設業法の一部改正につきましては、建設業に 対する要請に的確に応える為に不良適格業者の排 除決定を致しますと共に建設工事の適正な施工を 確保し、併せて規制の緩和等を推進し一部の合理 化を進めるという観点から建設業の許可に係りま す事務の見直しが図られたということでございま す。

主な改正の内容につきましては、一つ目には不 良不適格業者の排除を徹底する為に建設業の許可 要件の強化として欠格期間の延長等がございます し、監督処分を厳正に行うことと致しました監督 の強化が上げられるのではないかと思います。

二つ目には公共工事の適正な施工を確保あるいは請負契約の適正化を図る為に、公共工事の元請となろうとする建設業者の方々に対しまして経営事項審査の義務付けがなされておりますし、下請の管理の為の施工体制台帳等の整備、管理技術者の専任制が二つ目に上げられるのではないかと思います。

三つ目には建設業の許可の有効期間、これまでは3年でございましたが5年に延長することですとか、許可更新の際の添付資料の一部省略あるいは変更等の届け出の一部の期限の延長等がこの度の建設業法の改正の主な内容ではないかと思って

おります。

司会 ありがとうございます。それでは中川副会長、課長様からお伺いしました建設業法、私共の業務でございますところの建設業の許可申請、経審、指名願についてご説明をお願い致します。

中川副会長 建設業法が47年から62年に14年振 りに改正された時に、いわゆる審査基準が見直し されて、経営と技術に優れた企業を行うというこ とで、私達も依頼者の建設業者の方に特に新規に 関しては細心の注意を払いながら許可基準という ものを説明し行ってくるわけですけれども、更新 については各種変更を除き、いわゆる常勤制の問 題が継続されていれば確認するだけで済むかと思 いますけれども、特に新規についてはそれ以降に ついては非常に注意を払うと言うか、そういうこ とで大方の行政書士の方はそれに心血を注いでい るかと思いますけれども、その中にあって許可基 準をなるべく早くクリア出来るようにアドバイス することにより、そういう建設業者が育っていく ことが経審あるいは指名願とつながっていく時に 私の方でも経営に対する若干のアドバイスとか、 あるいは技術者の育成のための情報などをお話し することがあります。

常勤制の中で説明する時に、いわゆる建設業者の方達が書類があるにも関わらず気が付かずにいる場合とか、こういう状態で専任技術者の常勤にこういうことですと説明し、経営業務管理責任を選続している。単に一つの書類だけに展生では、単に一つの書類だけに基準についても同じく、単に一つの書類だけに基準に合うものを全部出して頂いて、専門家として選集であれば判断出来るものでは当時を踏みながら窓口に行ない書類にの出来るように、またクレームのない書類にいるところですけれどもにいるところですけれどもにいるように心掛けているところですけれどもにもいう会員数でございますので方も建設にように心力と自己研鑽がまだ不足かなと会員も建設で不足かなと自己研鑽がまだ不足かなと会員も建設ながもしれません。基本的には会も会員を積みながあた。基本の方に満足のいくような専門性を研鑽を積みなが

らやっているというのが実際だと思います。

ただ若干14支庁において先程課長さんからお話がありました、基本的に審査基準は統一していくようとのことですが、たまたま各地方の会員からは若干支庁に常勤証明の受付書類等が違うという話は聞いておりますが、それもそれぞれの支庁の係長さんと充分説明しながらやるように会員に機会があるごとに話はしております。これからもそういったことで研鑽を積みながら各支庁さんの係の皆様にご迷惑の掛からないようにやっていきたいと思います。

司会 ありがとうございます。私達行政書士が 果たす役割や今後希望するようなことがございま したらご意見、アドバイスを頂けたらありがたい と思います。

坂田北海道土木部管理課課長 副会長さんからいろいろお話をされまして、建設業許可に伴って 行政書士さんに相談をされて初めての書類を出し てその方々が本来基礎をきちんと固めて頂いて確 固たる企業として大きくなって頂ければお手伝い をしたものに優るものはないのだろうなと思っているところです。

ですから私共も建設業許可を出される場合は当 然相談される分については、やはり自分の身内と 言いますか自分の子供と同じようなつもりでよく 相談をし、話に乗って上げながら適法な書類を出 すようなことでご努力を頂いているのだろうと思 います。行政書士の果たす役割と希望に関連して のことでございますけれども、基本的には建設業 の許可申請業務、これが円滑に進むため私共も行 政書士会の皆さん方と連携を今後共密にし更なる 努力をして行かなければならないと考えておりま すし、建設業関連での講習会、研修会等は行政書 士会の皆様方が開催されることがありましたら、 先程支庁の係長さん方が法や制度等の事について 説明するようなことがございましたので、管理課 としてもできるだけ協力をして参りたいと思って おります。

また、許可や経営事項審査等の申請を受ける方へは、管理課各支庁間において、取り扱い方法についてより統一が図られる事が大事であり、管理課としても今後共指導を行って参りますし、一方では行政書士の資格のない方々が建設業者の方々に故意にそういうことをお願いするのではないだろうと思いますが、そんなことがないように是非有資格者の方々と相談をされるような点につきましても私共管理課として建設業界に対しても指導をして行かなければならないと思っております。

いずれに致しましても建設業者からの申請書に 関しての相談事項につきましては行政書士会の会 員の皆さん方の対応は法律や制度の改正に即した、 的確なものにして頂きたいとお願いをしたいと 思っております。

司会 今ご指摘がございましたように無資格者とか他の行政書士でない無資格者の方々が書類を作って提出しているということになっている部分が結構各支庁でも見付けられるようです。窓口等で取り締まれる機会がございますればそのようなご指導をお願いしたいと思います。

先程、規制緩和という話に触れて頂きましたが、 大きな一つの日本の国の流れでございます規制緩和の問題ですとか、昨年施行されました行政手続 法との関連に関して一般的なご意見で結構でございますからお願い出来ればありがたいと思います。

坂田北海道土木部管理課課長 一般的に規制緩和 ということでは私も非常に不勉強でして、こんな にあるのかなと思うくらいあるのです。私もびっ くりしたのが本音でございます。建設業に関わる 規制緩和につきましては先程も業法の改正の内内 の一で触れさせて頂きましたけれども、公的規制 について見直しがされたわけでございまして、第一年 について見直しがされたわけでございました ・発建設業の許可につきましては有効期間が3年と されておりまして、3年毎に許可の更新を受けれど されば効力を失うものとされておりましたけれど も、申請者の負担の軽減あるいは許可事務の簡素 合理化を図るために有効期間を5年に延長された ものでございまして、また許可の更新におきます 添付書類ですが、工事の経歴書と直前3年の各営 業年度における工事施工金額などの添付書類の一 部が省略出来ることになりましたけれども、引き 続きこの辺の規制緩和につきましても今後共、国 において検討されて行くものと思っております。

また、許可申請等について、簡素化出来るもの につきまして要請されるものが行政書士会さんの 方でございましたら是非取りまとめて頂きまして、 ご提言、ご提案頂ければと思っております。

その内容によりまして私共独自に解決出来る分もございますし、はたまたちょっと無理ですよという分もあるかも知れません。また道独自の段階で判断出来ない分につきましては建設省なり国なりに私共の立場として働きかける必要があると思いますし、行政書士会の皆さん方もしかるべきところでその関係についてご要望、ご提案をして行くのではないかというふうに思っております。

そういう部分から是非皆さん方で何かございま したら私共にご提案して頂ければと思っております。

司会 ありがとうございます。中川副会長、

中川副会長 行政手続法は会長からも話が出るかと思いますが、三つの要素でなっておりまして、申請時に対する処分と不利益処分、行政指導の三つでなりたっております。この三つに共通しているのは申請者が不利益にならないことにかかってきますけれども、私も業研部長の間に取り組みをしてきたものですから、まだ勉強不足なのですがそういったことと関連して申請者から出た場合に事前に行政書士と話をしながら進めていく方法もあるのではないかと思っております。

坂田北海道土木部管理課課長 お話の通りだと 思います。先程の話に戻って大変恐縮なのですが、 支庁においても人的要素が皆さん方に満足して頂 けるような組織実態になっていないので、先程の 管理課と支庁との役割分担の話にもありましたが、 誰でもいつでもどこでもということは言うは易し いのですが、なかなかその都度日頃からその辺の 問題意識を持って対応していかなければやはり難 しい部分は出てくるのではないかと思っておりま す。

そういう意味ではそれぞれの地域におきましてもしょっちゅう連絡を取り合いながら問題意識を持ちながらご相談をして頂ければ今ありましたそれぞれの3点についても容易にクリア出来る方法でやっていかなければならないだろうなと思っております。

司会 ありがとうございます。それでは最後に 日向寺会長からお願いします。

日向寺会長 先程規制緩和についてお話がごさいましたけれども、たまたま昨日NHKのテレビで規制緩和は何故進まないのかというテーマで政官財の三者の方々が集まっていろいろと討論されている姿を見て、結論的には国民は規制緩和を取めているということははっきりしていると思いがら総論賛成、各論がいろいろと利害が伴うあるいはそれを進めることによって一方的になくしまう、いわゆる飴と鞭というお話をしておりましたけれども、そういった手立てをしながらないのではないかという結論になったように思っております。

私共に対しても経済団体の中から行政書士制度 そのものを規制緩和して自由にして欲しいという 意見が飛び出すような規制緩和の時代でございま して、自治省においても"この制度としては絶対 国民に定着した制度である"ので、そんなことで なくなることはないというご意見まで頂いており まして、私共も意を強くしているわけでございま す。

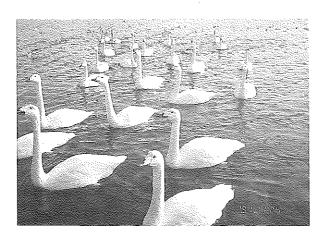
それだけに私共は国民の負託に応える、信頼される行政書士としての器量を持って行かなければならないと考えております。従って、あらゆる面

で勉強は必要ですし、それから対人関係等においてもやはり行政書士というものは全ての関係で信頼される存在だということが認められような行政書士であるべきだということを考えながら課長さんのお話を伺いまして、私共行政書士に対する温かい励ましのことばを頂戴致したと思います。更に、建設的なご意見と申したら言い過ぎかも知れませんけれども、大変有り難いご指導も賜りまし

た。さらに意に添うように頑張ります。今後共よろしくお願い致します。本日はどうもありがとう ございました。

司会 本日は大変ありがとうございました。





#### <とうふつ湖>

網走市北浜にあるとうふ つ湖は、北に帰える白鳥が 大群をなして羽を休めると ころで、毎年、数千羽の美 しい姿を湖に浮かべ、訪れ る人々の眼を楽しませてく れます。

## 網走支部



支部長 青沼爽壱

網走支部は、北見市に存在します。北見市は昭和17年市制施行の際、従来の野付牛町を北見市と改称したものです。野付牛という名の起源はアイヌ語のヌプンケシ(野の果ての意)がノッケウシになったと言われております。明治2年北海道となり11カ国84郡に分けられた時、この地方を北見国とし、斜里・網走・常呂・紋別の4郡と、この下に町村が定められ「コタン」の名をとってノッケウシ村となり、それが後に野付牛村となりました。現在は網走市に支庁があるので、当支部も網走支部となっていますが、人口の方は今のところ北見市の方が2倍以上あるようです。

観光はというと、やはり網走市の方が流氷をは じめ日玉も多く、紋別市では砕氷船を繰り出すな ど熱心であります。北見市は、昔は薄荷 (ハッカ) の産地として有名でしたが、今は玉葱が日本一で、 フラワーパラダイスが東洋一というところでしょ う。

さて、網走支部は3市20数カ町村の広い地域にわたり、本州方面の小さな県1つにも比される位ですが、このような中で、支部総会への全員参加は非常に困難であり、先輩諸先生方のご苦労の結果、現在代議員制度を採用しております。支部単位で代議員制をとったことは、道内では勿論のこと全国の数ある支部の中でも唯一であろうと言われています。広域にわたる当支部は、これを北見



北海道行政書士会網走支部北見市北6条西2丁目7番地5行政書士 青沼爽壱事務所内TEL 0157(24)8937・FAX 0157(31)6580

・網走・紋別・遠軽・美幌・斜里の6地区に分け、 各地区で委員長を選出し、また北見・美幌と網走 ・斜里及び紋別・遠軽より各1名の副支部長を選 出しているので、支部理事のほかに6地区委員長、 3副支部長が業務の分担をして支部活動を円滑に 行っています。

網走支部としましては、全会員が行政書士として充実した業務を行い、安心して生計を立てられるようになってほしいことから、毎年、他支部より多めの業務研修を実施し、行政書士業務のPRに力を入れると共に、職域確保の見地から自動車登録・車庫証明業務をより推進させるべく、ネットワーク造りには熱心に協力し、本年4月には網走地区協議会を発足させました。

私たちは自動車団体等と対立しようとは思って おりません。むしろ、共存共栄したいものと考え ております。ただ司法書士の方々が不動産登記を するように、われわれ行政書士も本来の業務であ る自動車登録を一生懸命にやってみたいものと考 えております。

最近、車庫証明業務は、自動車団体等のご協力 もありまして少しずつ取り扱えるようになってき ておりますが、これはあくまでも登録の付随業務 的なものであって、このために本来業務である自 動車登録をないがしろにしないよう留意すべきで あると思います。

## 秋の黄綬褒章に輝く

## 札幌支部 森口松太郎先生





多年行政書士として業務に精励され、且つこの間本会の理事、常任理事そして副会長として13年余りにわたり役職を歴任され、会員の指導育成、組織の強化と地位向上に努められ、会の運営と発展に献身的に寄与された功績が認められ、秋の黄綬褒章受章の栄誉に浴されました。

本会としては、法制定後3人目の受章で、誠に 名誉なことであり、心からお祝い申し上げます。

#### 【行政書士経歴等】

昭和30年6月

行政書士開業

昭和35年9月~昭和41年2月 理 事

昭和35年12月~昭和47年2月 札幌支部長(兼任)

昭和41年2月~昭和43年2月 常任理事

昭和43年2月~昭和46年10月 理 事

昭和46年10月~昭和47年2月 副会長

昭和50年7月~昭和52年5月 副会長

昭和40年10月(法制定15周年)知事感謝状授与

昭和45年10月 ( 〃 20周年) 同 上 昭和60年10月 ( 〃 35周年) 自治大臣表彰

#### <受章のあいさつ>

会員の皆様には、益々で健勝のこととお慶び申 し上げます。

このたび黄綬褒章受章の栄に浴し身に余る光栄

に感激いたしております。11月16日行政書士会館 において住吉連合会長さんから褒章の記と勲章が 伝達され、お祝いの言葉をいただきました。

引き続き天皇陛下の拝謁がありますので、褒章 受章者全員都道府県会館からバスを連らね、皇居 へ向いました。

皇居豊明殿の間において午後2時から厳粛のうちに天皇陛下の拝謁が行われました。各業界の方々の褒章受章者を代表しまして私がお礼のことばを申し上げましたが、天皇陛下からは多年にわたる業務精励に対し温情あるお言葉を賜りました。

行政書上が、お礼のことばを申し上げることなど夢だにしなかっただけに身の引き締る思いで、 この感激は生涯忘れることはできないものであります。

このたび受章させて頂きましたのも、会員皆さまのご支援の賜もので、誠に有難く心から御礼申 し上げます。

今後、この栄誉に恥ることのないようさらに精 進して参りますので、よろしくお願いします。

末筆ながら会員の皆さまの御多幸とご健勝を祈 念申し上げ、ごあいさつとします。

## いま、問われる制度

## 滋賀県行政書士会会長 盛 武

隆

#### 二、規制の経済的効果の測定

#### □ プロフェッショナルの業務は流動的構造 社会の変革はある種の職業を消滅させながら、 一方ではニュービジネスを生みだしていく。

行政手続法の制定や行政改革、規制緩和等に よって、行政書士の業務は確実に変革を余儀なく されるとすれば、我々は行政書士制度の方向性に は大いなる期待と不安を抱かざるをえない。

行政書士が、業務の展開に希望を見つけようとするとき、小島武司中央大学教授がジュリストNo. 842で、「弁護士業務の展開」について語っているが、弁護士を行政書士に置き換えて考えてみると、我々の業務が宇宙を飛行するハレーすい星や流星群のように見えてきて面白いので以下に引用してみる。

「弁護士業務は、一つの流線型の動きを示しており、先端において絶えざる開拓が行われ、末端において業務が消えていく、そういう流動的な構造をもっている。この流動性は、最近の社会状況の中で、ますますその速度を増しているようにみえ、その急激な加速が、われわれに言い知れぬ不安を抱かせている。しかし、この流動性はむしろ、プロフェッションに固有の法則があって、この法則を恐れていたのでは、プロフェッションがプロフェッションとしての面目が発揮することができなくなる」

「むしろ流動性こそが、まさに市民のニーズにこたえる弁護士の可能性を示しているものであると思われる。先端において、新しい地平を臨んで、潜在的なニーズをたえず発掘していき、これによって市民の間に正義を普及させていく。同時に開拓しつくされて、すでに正義のプリンシブルが

確立した領域は、より能力の低いプロフェッショナル、あるいは市民の自家処理にゆだねるという形で、その業務から外していく、そういう流動性を弁護士業務は持つべきだと思う」

「弁護士業務が開拓されていく先端をみるならば、明日のプロフェッションとして楽観論をもつことができ、また、消えていく末端をながめれば、弁護士業務のたそがれを感得せざるをえないわけである。しかし、この両極端の感傷を排して、より高い視点からプロフェッションの使命をもう一度吟味してみる必要があるのではないか」

と述べている。それでは日行連(行政書士会) の使命とは何かということになる。

② データベースによる日行連の指導体制の確 立

レストランに入ると、そこにはメニューが用意 されている。メニューには価格が記載されている。

日行連というレストランにおいては、今日まで 国民というお客が注文する料理の種類が把握でき ていなかった。すなわち国民のニーズに応えるた めのサービスメニューが用意できていなかったの である。

そのような状態で、日行連の運営が行われてきたことに私達はもう少し関心を示さねばならない。そのメニューとは何か。それが総務庁の発表した11,402件の許認可項目リストである。

1月21日の日行連理事会で、住吉会長はこのリストを関係省庁の好意により入手したことを発表した。私はこの快挙に賛辞を表明するとともに、画期的な業績として感謝の意を強く表明した。

それはなぜか。前述したとおり、このリストは 国民のニーズを網羅したものだからである。

換言すれば、日行連や行政書士会にとっては必

要不可欠であった、流星群の全体の大きさの数値 的把握とその内容、すなわち、許認可という業務 の市場の大きさを示した生きたデータリスト(但 し中央省庁分)を入手したからである。

日行連という組織が、国民のニーズに応えると 表明するとき、用意すべきメニューは許認可項目 リストの全てである。

その全量を把握してしまったいま、我々は国民 のニーズを知りえなかったとして責任を回避する ことができなくなったことも認識すべきである。

そして、緊急の課題として、許認可項目リスト に対応する行政書士の受託報酬額を明示しなけれ ばならない。それは会員たる行政書士個々に対し ても、情報の開示という責務を担ったことを意味 する。

行政書士が入会登録して事務所の経営を開始するとき、最も必要なものは市場の情報である。

すなわち、データーをベースとしたマーケッティングリサーチを行い、必要な資本を投下し、 利益の回収を計画するために活用されるからである。

一方、行政書士会においては、中央省庁分に地方分を加えたマーケットの大きさと国民のニーズの大きさが数値的に把握できれば、組織運営のありかたは、当然そのデーターに基づき、必要な業務部を編成し、予算を計上し、市場開拓に努めなければならない。

行政書士会の組織運営と編成が、このリストに 対するシフトであることを要求されるからである。 緊急性に応え、日行連が指導力を発揮するとい う観点からは何が必要であろうか。

それは日行連がこのリストを解析し、戦略目標 に沿ったデーター処理ソフトを開発することであ る。

そのための専門部の設置が、いま、必要である。

#### [3] 規制の仕組み(経済社会構造)の緩和が必要

日行連が入手した一万余におよぶ許認可事項の 項目とその件数を示すデーターリストは、表現を 替えれば中央省庁の縄張りや縦割り行政の大きさ を数値的に示したものといえよう。 そのデーターをもとに、規制緩和の時代にマッチした行政書士の経済活動の方法と範囲、すなわち業務領域を開拓しようとするとき、何が問題となるか想定してみよう。

まず第一に、他の資格・検定制度との分野調整 が必要となってくる。

現在、各士業間には、どの制度の専管領域に属するか判断しにくいグレーゾーンがあり、一部に 争いが生じているからである。

第二に、硬直化した「経済社会の構造改革」が 求められることである。

平岩レポートによる500項目もの規制緩和の答申は、規制によって成り立っていた「政・官・業」が占める「縄張りの領域」を突き崩そうとするものであり、省庁の統合の意見もあるごとく、その構造を改革しようとの提言である。規制緩和による経済的利益が、縄張りの中で留保されることになれば、国民が手にするものは何もないからである。

第三に、規制緩和による利益は、経済的利益と して国民にストレートに還元されることである。

規制の仕組みを、規制する省庁サイドの問題、規制により損益を請ける業界、取扱資格者間の分野調整、それらのコストを負担する消費者という具合に把握し、その構造的規制枠の作用するところを見極めることが必要である。

こんにち、GNPの4割がコスト化していると言われる。コストの低減分は確実に国民に還元されるかというと、現状の規制緩和のあり方では必ずしもその効果を期待できない面がある。

第四に、行政書士は、許認可項目を行政手続き の面から把握し、規制緩和の効率化に貢献しなけ れば、自らも規制緩和の対象とされることである。

行政書士法改正にからむ自動車業界の道路運送 車両法改正とは、自動車登録業務に関する新規参 入の要求であり、行政書士の業務独占と言う規制 に対する、緩和の要求である。

しかし、ユーザーから見れば、道路運送車両法 の改正によって、自動車業界もまた業務独占のた めの規制の強化を求めていると受け取られている。 さらには、資格者と業界が業域争いをしているとの認識は、本来、手続きは誰でも出来る方が良いという主張に変わる。その結果、サービス競争が激しく、価格競争が厳しい分野となれば、規制緩和の利益は、確実に国民の手に落ちるからである。

#### [4] 規制緩和による消費者利益と業界利益の測 定

規制緩和による経済的利益が業界利益となるか 消費者利益となるか、車庫証明業務で検証しよう。

#### (1) 添付書類の削減

平成3年7月、道交法と車庫法が改正された。 このとき、添付書類を大幅に削減するという規 制の緩和が行われた。

#### (2) 手続きの簡素化

その結果として、市役所、法務局、その他の 役所への申請手続きや証明書受領代行が不要と なった。

#### (3) 専門的知識や技能が減少した

添付を必要とする証明書や理由書、未相続の 土地の所有者を確定する相続関係の判断業務等 の、専門的な法律知識や資格者でなければ請求 出来ない事務手続きが減少した。

#### (4) 情報料や判断費用が不要になった

これによって、行政書士は専門的な情報と技 能の領域に関する費用請求をしなくなった。

#### (5) 交付に要する日数が短縮された

申請手続きの簡素化は、証明書取得日数の短縮にもなり、ユーザーが早く自動車を使用開始できるという経済的効率が向上した。

ユーザーが支払う諸費用は、行政書士に支払う 書類作成費用と、自動車セールスマンがユーザー に代わって行う「代行費用」、そして各種の「法 定費用」によって構成されている。

平成3年から平成5年までの3年間の新車登録 台数の累計は約2200万台である。

省略された添付書類の法定費用やその他の添付書類の諸費用を私流に試算し合計すれば、少なくとも1件約2千円の負担が軽減されたことになり、その総額は約44億円と言う計算になる。それは業界の利益となったのか、それともユーザーに還付されたのか。気になるところである。

今この時代にあって、行政書士制度に対する社 会的評価は、何で決まろうとするのか。

日本経済を構築する「政・官・業」の構造と組織の中で、規制緩和による経済的効果のゆくえを 監視し、公共の利益を守るために、多様化した行政手続きを通じて、行政書士が主導的立場に立つ ことであろう。

#### 5 規制緩和と組織の自主規制の強化

#### (1) 士連合会と会連合会

現在、士業団体において自治権を持っているのは、唯一弁護士制度である。規制緩和の時代に沿って表現すれば、自治権とは、主務官庁の規制からの独立であり、「規制の緩和」であると言えよう。

では、その自治権の象徴である「懲戒権」と、 「報酬基準規定」について考えてみたい。

弁護士連合会は、自らの仲間を、自らの手で懲戒する権利を有する。法は弁護士個人に連合会を構成させて、個人に責任を負わしめている。

弁護士は、同一地域に弁護士会を複数設置でき、 いずれかに入会できる。その意味において、弁護 士会連合会は存在しない。

「資本主義・自由主義の基盤に立つ我が国の弁護士制度は〔自由弁護士制〕をとり、国営主義や公務員制度はとっていない。国は弁護士を司法制度の一翼を担う機関としての重要性・公共性を認めながら、他方、訴訟を当事者の対立構造による弁証法的・弾劾主義により、真実と正義を発見しようとする。

従って弁護士が独立不羈で何者にも拘束されず、自由と正義のために努力し、合法的に闘争して社会的正義が実現されるとする。しかし反面、経済的にも独立自賄であって、訴訟費用はもとより、弁護士報酬も依頼当事者の負担となる。つまり弁護士の選任も報酬も、依頼者と弁護士の間の協議に委ね、事件の解決について国はいかなる干渉もしない。つまり〔弁護士自治〕の制度が認められている。」とジュリストNo.842「弁護士報酬のあり方」で椎木緑司弁護士が論じている。

(つづく)

一「行政書士しが」より転載―

## はやわかり建設業許可

#### ■ 業務研修部長 佐 藤 降 一

1. 関係法令 建設業法

凡例

法 :建設業法

施行令:建設業法施行令

施行規則:建設業法施行規則

告 示:建設業告示

2. 目 的

[法第1条]

- ① 建設業を営む者の資質の向上と建設工事の請 負契約の適正化
- ② 発注者保護
- 3. 定 義

[法第2条]

- ① 建設工事 土木建築に関する工事で、別表で 28種類を定めている。
- ② 建設業 元請、下請を問わず、建設工事の 完成を請け負う営業。
- ③ 建設業者 建設業法により許可(知事、建設 大臣)を受けた者。
- ④ 下請契約 建設工事を他の者から請け負った 建設業を営む者と、他の建設業を営 む者との間で当該建設工事の全部又 は一部について締結される請け負い 契約。
- ⑤ 発注者 建設工事の注文者。(他の者から 請け負ったものを除く)
- ⑥ 元請負人 下請契約における注文者(建設業者)
- ⑦ 下請負人 下請契約における請負人
- 4. 許 可

[法第3条]

- ① 北海道(一の都道府県)の区域内のみに営業 所(本店、支店若しくは政令で定めるこれに準 ずるもの)を設ける場合 知事許可
- ② 二以上の都道府県に営業所を設ける場合 建設大臣許可
- ③ 政令で定める、準ずる営業所 (施行令第1条)
  - イ 常時建設工事の請負契約を締結する事務所 をいう。
- (4) 常時建設工事の請負契約を締結する事務所 (通達 S 47.3.18 建設省計建発第46号)
  - イ 請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結 等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う 事務所をいい、契約書の名義人が当該営業所 を代表する者であるか否かを問わない。
- (重要的) 下請代金の額により許可区分が変わる。 (施行令第2条)
  - イ 特定建設業 発注者から直接請け負った1 件の元請工事につき、下請に出す金額が、建築一式工事の場合 3,000万円以上、その他の建設 工事の場合 2,000万円以上となる場合、その元請業者は特定建 設業の許可が必要。
    - [注] 特定建設業の内、上木、工事業、 建築、管、鋼構造物、舗装工事 業の5業種は、指定建設業とい

う (第15条 2 号、施行令第 5 条 の 2)

注 H7.1.1より造園、電気工 事追加の予定。

- ロ 一般建設業 上記以外は、一般建設業の許 可が必要。
- ⑥ 軽微な建設工事は、許可を要しない。
- ⑦ | 軽微な建設工事の範囲(施行令第1条の2)
  - イ 建築一式工事 1件の請負代金が900万円 未満の工事、又は、延べ面積 150 ㎡未満の木造住宅工事
  - 上記以外の建設工事 1件の請負契約が 300万円未満の工事
- (8) 木造住宅(通達S 47.3.18 建設省計建発第46号)
  - イ 「木造」 建築基準法第2条第5項に定め る主要構造部が木造であるもの。
  - ロ 「住宅」 住宅、共同住宅及び店舗等との 併用住宅で、延べ面積の2分の1 以上を居住の用に供するものをい う。
- 許可の基準
   [法第7条第1号]
- ① 経営業務管理責任者の設置

法人にあっては常勤の役員の内1人が、個人にあっては申請人または支配人が、個人事業主、支配人、常勤の役員として許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経験必要。

常勤(通達S 47.3.18 建設省計建発第46号)

イ 原則として本社等において休日その他勤務 を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日 所定の時間中、その職務に従事している者。 ロ 建築士事務所を管理する建築士、宅地建物 取引業者の専任の取引主任者等他の法令で専 任を要する者と重複する者は、専任を要する 営業体及び場所が同一である場合を除き、「常 勤である者」には該当しない。

上記に準ずる地位 (S 47.3.8 告示第 351 号)

- イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業 に関し、7年以上の経験必要。
- ロ 許可を受けようとする建設業に関し、7年 以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位( 法人にあっては、役員に次ぐ職制上の地位を いい、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の 地位を言う)にあって、経営業務を補佐した 経験を有する者。

#### [法第7条第2号]

② 専任の技術者を置くこと。 次のいずれかに該当する者で、専任の者を置 くこと。

特定建設業のうち指定建設業

[法第15条第2号]

イ 建設大臣が認定した者。

(S 63.6.6 告示第 1317号)

1 級施行管理技士、1 級建築士、技術 士の国家資格

ロ 建設大臣が認めた者

(H 1.30 告示第 128 号)

特別認定講習の効果評定合格者等

#### 設 業

#### 特 定 建 設

#### [法第7条第2号]

- イ 許可を受けようとする建設業に関し専門学科 | イ 建設大臣が認定した者 (施行規則第1条参照)を修めて、高卒5年、 大学、短大、高専卒3年の実務経験を有する者
- ロ 許可を受けようとする建設業の工事に関し、 10年以上の経験を有する者
- ハ 建設大臣が認定した者

(S 47, 3, 8 告示第 352 号)

免許等の国家資格取得

#### 「法第15条第2号]

(S 63.6.6 告示第 1317 号)

1級施行管理技士、1級建築士、技術士の国 家資格

- ロ 法第7条第2号イ、ロ、ハに該当し、許可を 受けようとする建設業の工事で、発注者から直 接請負、その請負代金の額が1件3,000万円以 上(施行令5条の3)であるものに関し、2年 以上指導監督的な実務経験を有する者
- ハ 建設大臣が認めた者

(H 1, 30 告示第 128 号)

特別認定講習の効果評定合格者等

#### [法第7条第3号]

③ 請負契約に関する誠実性。

不正または不誠実な行為をする恐れが明ら かでないこと。

(通達S 47.3.18 建設省計建発第46号)

- イ 不正な行為とは、請負契約の締結又は履行 の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反 する行為をいう。
- ロ 不誠実な行為とは、工事内容、工期、天災 等不可抗力による損害の負担等について、請 負契約に違反する行為をいう。
- ★ 次に該当する場合は、本号の基準に適合し ない。

- イ 建築士法、宅地建物取引業法等で不正义は 不誠実な行為を行ったことにより免許等の取 消処分を受け、その最終処分の目から2年を 経過しない者。
- ロ 許可申請直前の過去3年間に、建築士法、 宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為 を行ったことにより、2回以上営業の停止等 の処分を受け、その最終処分の日から2年を 経過しない者。

#### [第7条第4号]

④ 財産的基礎又は金銭的信用(一般建設業)

#### [第15条第3号

財産的基礎(特定建設業)

(通達S 47.3.18 建設省計建発第46号)

#### 業 般 銉 設

次のいずれかに該当すること。

- イ 自己資本の額が300万円以上である者。
- ロ 300 万円以上の額を調達する能力を有するこ 占。

#### 特 定 銉 設 業

次のすべての要件を満たすこと。

- イ 欠捐の額が資本金の額の20パーセントを超え ていないこと。
- ロ 流動比率が75パーセント以上であること。

して営業した実績を有する者。

本号の基準は、当該許可を行う際に判断するも のであり、許可をした後にこの基準に適合しない こととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を 及ぼすものではない。

ハ 許可申請直前の過去3年間許可を受けて継続 │ハ 資本金の額が1,500万円以上であり、かつ、 自己資本の額が3,000万円以上であること。

> 本号の基準は、当該許可を行う際に判断するも のであり、許可をした後にこの基準に適合しない こととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を 及ぼすものではない。

(通達S 47.3.18 建設省計建発第54号)

財産的基礎の基準に適合しているかどうか の判断は、原則として、既存の企業にあって は申請時の直前の決算期における財務諸表に より、新規設立の企業にあっては、創業時に おける財務諸表により、それぞれ行うこと。

#### イ 自己資本

[法人] 資本金、新株式払込金、法定準 備金及び剰余金の合計額。

[個人] 期首資本金、事業主借勘定及び 事業主利益の合計額から事業主貸 勘定の額を控除した額に負債の部 に計上されている利益留保性の引 当金及び準備金の額を加えた額。

#### 口資本金

[法人] 株式会社の払込資本金、有限会 社の資本の総額、合資会社及び合 名会社等の出資金額。

[個人] 期首資本金

#### ハ欠損の額

[法人] 貸借対照表の当期未処理損失が 法定準備金及び任意積立金の合計 額を上廻る額。

[個人] 事業主損失が事業主借勘定から 事業主貸勘定の額を控除した額に 負債の部に計上されている利益留 保性の引当金及び準備金の額を加 えた額を上廻る額。

ニ 流動比率 流動資産を流動負債で除して得 た数値を百分率で表したものをい う。

ホ 金銭的信用の基準の取扱いについて 担保とすべき不動産等を有していること等 により、金融機関等から300万円以上の資金 について、融資を受けられる能力があると認 められるか否かの判断は固定資産税証明書、 不動産登記簿の謄本、取引金融機関の預金残 高証明書等により行うこと。

#### [法第8条関係]

- (5) 次の場合は、許可を受けられない。
  - イ 許可申請書中、重要な事項について虚偽の 記載、重要な事実の記載が欠けているとき。
  - ロ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で 復権を得ない者。
  - ハ 許可を取消され、取消しの日から2年を経 過しない者。
  - ニ 営業禁止の期間
  - ホ 1年以上の懲役若しくは禁間の刑に処せら れ、又はこの法律の規定により、若しくは建 設工事の施工若しくは建設工事に従事する労 働者の使用に関する法令の規定で政令で定め るものにより罰金以上の刑に処せられ、その 刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けるこ とがなくなった日から2年を経過しない者。

#### 6. 許可申請書及び添付資料

以上に述べた各事項を理解した上にたって、行 政書士が受託することの多い建設業の知事許可( 一般)の注意事項を☆印で述べます。

#### 許可申請書一式

#### 北海道収入証紙貼付用紙

☆ 通常申請8万円の証紙を貼付(新規)行 政書士の職印で割り印する。

#### 第1号 建設業許可申請書

☆ 下部欄外に記載した行政書士の記名押印 を必ずする。

許可理由書

☆ 様式はないので、許可申請に至った経緯 を簡潔に記載する。

#### 別 表 役員等の記載

- ☆ 収締役のみ、常勤・非常勤を明記記載する。(監査役は記載しない。)
- ☆ 営業しようとする建設業欄は、許可を受けようとする建設業を略語で記入する。
- ☆ 略語は、様式第1号の項番 [04]を参 照のこと。

#### 第2号 工事経歴書

- ☆ 許可を受けようとする工事でと別葉にする。(直前決算期)
- ☆ 受託工事が多い場合は、1枚(12行あり) は記載し、残りは省略してもよい。
- ☆ 工事高は、消費税額を除いた額(経営事 項審査申請する前提で記載する。)

#### 第3号 3年間の工事施工金額

☆ 許可を受けようとする工事でと、各年度 の完成工事高を記載する。

#### 第4号 使用人数

- ☆ 代表者及び短期間雇用者(季節雇用)を 除く。
- ☆ 兼業の場合、完成正事高(売上高)の割 合で、使用人数から差引く。

#### 第6号 誓約書

#### 第7号 経営業務の管理責任者証明書

☆ 証明の書類は、特に指定されていないので、許可を申請する事業主が揃えることが

- 出来る範囲の中で、以下を参考に<u>創意工夫</u>をすることになる。
- ☆ 法人の場合は取締役、個人事業の場合は 事業主についての証明。
- イ 取締役の証明は、商業登記簿謄本による。 5年、あるいは7年以上(許可の基準参 照)の期間の証明が必要ですので株式会社 の場合は、閉鎖された役員欄の商業登記簿 抄本による。尚これは過去を証明するもの ですので、発行日が古くても謄本がその会 社に記録として残されておればコピーでよ い。
- ロ 現状を証明する書類は、原則として発行 から1カ月以内となっている。
- ハ 個人事業の場合は、納税中告書控え等で 立証できる。
- ☆ 常勤の証明
- イ 健康保険証のコピーが最善。
- ロ 会社名の記載があれば、建設業国民健康 保険組合の保険証でもよい。
- ハ 賃金台帳、源泉徴収票、納税申告書控等 による。
- ニ 住民票は、通勤可能範囲の判断材料として、添付を義務付けられている。
- ☆ 経験の証明
- イ 5年、あるいは7年の経験の証明は、請 負契約書、注文書等の写を、1年間分5件 程度揃えること。

#### 第8号 専任技術者証明書

- ☆ 技術者の証明
- イ 許可の基準参照に、合格証明書等の写 (原本持参)
- ☆ 常勤の証明
- イ 経営業務の管理責任者証明書の常勤の証明と同じ。

#### 第9号 実務経験証明書

☆ 合格証明書等資格がない場合、請負契約 書等の契約期間通算で120カ月の実務経験 でよいことになっているが、冬期間工事の 少ない北海道においては、実務経験で証明 することは極めて少ない。

☆ 第8号専任技術者証明書があれば不要。

第10号 指導監督的実務経験証明書

☆ 一般建設業許可では不要。

第10の2 技術者の略歴書

☆ 役員と兼ねる場合は、許可申請者の略歴 書添付で省略する。

第11号 令3条に規定する使用人の一覧表

☆ 許可申請が主たる営業所のみの場合は、 省略出来る。

第11号の2 主任技術者一覧表

☆ 専任技術者以外に資格をもった技術者がいない場合不要。

第12号 許可申請者の略歴書

- ☆ 常勤非常勤を問わず、全取締役について 必要。個人の場合は申請者本人。
- ☆ 身分証明書添付が義務付けられている。 (市町村役場発行1カ月以内)

第13号 令3条に規定する使用人の略歴書

第14号 株主調書

☆ 法人のみ、発行総数の5パーセント以上 の株主を記載することになっているが、通 常は全株主を記載している。

定款

- ☆ 原始定款にこだわらず、最新のもの。
- ☆ 「目的」に許可を受けようとする建設業 が入っていること。

商業登記簿謄本

- ☆ 商号、本店所在地、発行済株式の総数 ( 資本金)、目的、役員についてチェックする。
- ☆ 法務局発行1カ月以内。

第15~16号 財務諸表

建設業法に定める建設業者である株式会社は、商法に掲げる、貸借対照表及び

損益計算書の記載方法については、「計算書類規則」を適用せず、建設業法施行規則の定めるところによる。(計算書類規則の特例)

- ☆ 施行規則第4条で別記様式として定めて いる。
- ☆ 施行規則第10条で次の通り提出する。
- イ 株式会社以外の法人は、貸借対照表、損 益計算書及び利益処分
- ロ 株式会社は、貸借対照表、損益計算書、 利益処分及び営業報告書
- ハ 個人の場合は、貸借対照表及び損益計算 書
- ☆ 企業が税務申告等に提出している決算書等は、「計算書類規則」に基づき税務会計処理をされている場合が多いので、「勘定科目名」等建設業法施行規則の定めるところにより、作成し直すことになるので注意を要する。
- ☆ 建設業会計は、建設業経理事務士(1~4級)の資格に挑戦するのも学習の方法である。
- ☆ 納税証明書(事業税各支庁発行1カ月以内)を義務付けられている。

第20号 営業の沿革

第21号 所属建設業者団体

第22号 主要取引金融機関名

営業所の位置図

封筒

許可申請書入力票 → ☆入力票はす 専任技術者一覧入力票 → べて鉛筆書 主任技術者一覧入力票 → きである。

- 7. 提出先、提出部数、他
- ① 提出先と部数

知事許可(北海道の場合) 許可を受ける本 店所在地の支庁 石狩支庁 正本1通 副本1通 計2通 その他の支庁 正本1通 副本2通 計3通 大臣許可(北海道本店の場合) 道庁土木部 管理課 他県の数により部数変わる。

② 参考図書

建設業許可申請の手引

監修 北海道土木部管理課 発行 社団法人北海道土木協会 決算報告書作成の手引

監修 北海道土木部管理課 発行 社団法人北海道土木協会 建設業法令通達集

> 監修 建設省建設経済局建設業課 発行 大成出版社

③ 報酬額 報酬額表を参照して下さい。

#### 【著者自己紹介(手引書作成に当たって)】

建設業の許可関係について、「手引書」を書く 程熟知している訳ではありませんが、本会業務研 修部長という立場から、作成を引受けることにな りました。 昭和53年に行政書: 十会に入会、社会保険労務士 と兼業で頑張っておりますが、分からないことば かりの毎日です。

昭和62年4月に、建設業経理事務士1級を取得 しましたが、建設業決算書の作成には今なお苦労 をしております。

今回この手引書の作成に当たって考えたことは、 行政書士というプロが作成するのだから、安易に 手引書に頼らず、手引書を出発点にして、その根 拠となっている、政令、省令、告示、通達をきち っと理解することが必要ではないかと思い、自ら の学習も兼ねて、出来るだけ整理して見ました。

7~8頁に纏めるようにとのことでしたが、超 えてしまいました。

又、建設業決算は、別に手引書が必要でしょう。 結局、不十分な手引書になってしまいました。 多少でも皆様方のお役にたてれば幸いです。

以上

なお、平成7年1月1日付で建設業法の改正に 伴い施行規則の改正が予定されておりますことを 申し添えます。

## 道路運送車両法施行令等の一部を改正 する政令について

道路運送車両法施行令等の一部を改正する政令 をここに公布する。

御名 御 壐

平成六年十月二十八日

内閣総理大臣 村山 富市

#### 政令第三百四十号

道路運送車両法施行令等の一部を改正する 政令

内閣は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第 百八十五号)第百二条第一項及び第百五条第一項 並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第六項の規定に基づき、この政令を 制定する。

(道路運送車両法施行令の一部改正)

第一条 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第六十三条第一項」 の下に「、第六十三条の二第一項及び第三項、 第六十三条の三、第六十三条の四第一項」を加 える。

(道路運送車両法関係手数料令の一部改正) 第二条 道路運送車両法関係手数料令(昭和二十) 六年政令第二百五十五号)の一部を次のように 改正する。

表第五号を次のように改める。

五. 運可交申る 回行証付請者

- 一枚につき次に掲げる金額
- 一 有効期間が一月以内の許可証 千八百五十円
- 二 有効期間が一月を超え二月 - 以内の許可証 三千七百円
- 三 有効期間が二月を超え三月 以内の許可証 五千五百円
- 四 有効期間が三月を超え四月 以内の許可証 七千四百円
- 五 有効期間が四月を超え五月 以内の許可証 九千二百円
- 六 有効期間が五月を超え六月 以内の許可証 一万千百円

(運輸省組織令の一部改正)

第三条 運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七

十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次 に次の一号を加える。

四 設計又は製作の過程に起因する基準不適 合自動車についての改善措置に関する勧告 その他の道路運送車両法第六十三条の二及 び第六十三条の三に規定する改善措置に関 すること。

#### 附 則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する 法律(平成六年法律第八十六号)の一部の施行の 日(平成七年一月一日)から施行する。

運輸大臣 亀井 静香 内閣総理大臣 村山 富市

#### 本会役員・OB会の集いに参加して

<留萌支部 橋本 雄一>

去る平成6年10月8日(土)第5回カサイ 会が札幌市中央区の三川屋会館で開催され ました。

当日は天候にも恵まれ、各地より元役員 等 O B の方々が多数参会され、お互いの近 況を語り合い、健康を祝福するとともに、 故石川常次郎氏の思い出を語り、先輩各位 の労苦を偲ぶ一時でした。

#### [参加者]

 葛西
 義雄
 豊田
 春男

 渡辺
 明
 佐々木兄一

 橋本
 雄一
 野田
 幸彦

 石川卯佐吉
 細木
 貞次

 高橋
 武次

#### 表紙のことば

~~~~網走海岸の流氷~~~~

「流氷」それは、オホーツク網走の春冬の季を 伝える、白い旅人。

母なる川アムールの河口から生まれた氷は、成 長しながら数千キロの道のりを経て、オホーツク 網走海岸にたどり着くという。

1月下旬から3月中旬頃までオホーツク網走海 岸は流氷に詰めつくされ白い大陸と化し、幻想的、 雄大、沈黙の世界が出現、本格的な冬が到来する。 流氷を人びとは、美しいと言い

ながらしいと言い でしいと言いと言い であるいいと言いいと言い をあるいないと言い をあるいないと言い をあると言い をあると言う

4月上旬流氷は、オホーツク網走での旅の思い 出をもって、風に吹かれ、静かに漂いながら去っ てゆく。

白い旅人が去った後には、マリンブルーのオホーツク海が、どこまでも広がり、水平線に蜃気楼が立ち上がり、オホーツク網走の春がやってくる。

## ― 本会の主要行事 ―

| 月日        | 行 事 名               | 時間                 | 開 催 場 所    |  |
|-----------|---------------------|--------------------|------------|--|
| 6. 10. 28 | 会則等検討委員会            | 13:30 ~ 17:00      | 本会会議室      |  |
| 6.11, 2   | 会報(第 205 号)編集会議     | 14:00 ~ 16:30      | 同上         |  |
| 6, 11, 7  | 日向寺会長と坂田北海道土木部管理課長と | 16:00 ~ 17:00      | フジヤサンタスホテル |  |
| 0.11. 1   | の新春対談               | 10:00 - 17:00      |            |  |
| 6. 11. 14 | 行政書士登録調查委員会         | 13:30 ~ 16:00      | 本会会議室      |  |
| 6. 11. 16 | 第2回報酬額検討委員会         | $10:00 \sim 17:40$ | 札幌ガーデンパレス  |  |
| 6, 11, 17 | 経理部と各部長との合同会議       | 13:30 ~ 17:00      | 本会会議室      |  |
| 6.11.22   | 会報(第205号)校正会議       | 14:00 ~ 16:00      | 同止         |  |
| 6. 12, 6  | 第2回監察部会及び車庫証明対策委員との | 10:00 ~ 12:30      | 雪印健保会館     |  |
| 0.12, 0   | 合同会議                | 10.00 - 12.50      | 当中医环云斑     |  |
| 6. 12. 6  | 全道監察担当者協議会          | 13:00 ~ 17:00      | 同上         |  |
| 6. 12. 8  | 行政書士登録調查委員会         | 13:30 ~ 16:30      | 本会会議室      |  |
| 6.12. 9   | 会報(第 206 号)編集会議     | 14:00 ~ 16:30      | 同 上        |  |

## 一支部のうごき一

……支部研修会開催状況…

注: ( ) は通知人員

| 支            | 部 | 開催日日                   | 場 所                             | 研 修 科 目                                               | 碘                             | 師                                | 受 講者 数        | 研修<br>種別 |
|--------------|---|------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|---------------|----------|
| 札            | 幌 | 6.11. 5                | 札幌市民会館                          | ・公証人役場関連業務<br>について<br>・相続の手続きについ<br>て                 | 公 証 人<br>札幌支部<br>理 事          | 藤原 昇治 鎌田 廣志                      | (582)<br>92   | 一般       |
| 小            | 樽 | 6. 10, 21              | ロアール会議室                         | ・行政手続法の施行に<br>あたって                                    | 本 会<br>訓 会 長                  | 米倉 博                             | (61)<br>12    | 一般       |
| 空            | 知 | 6.11, 6                | 奈井江町<br>農業構造改善センター              | ・有限会社増資手続き<br>の実務について                                 | 札幌支部                          | 板垣 俊夫                            | (111)<br>23   | 一般       |
| 留            | 萌 | 6. 10. 8               | ミニオン                            | ・最低資本金制度につ<br>いて                                      | 留萌支部<br>支 部 長                 | 捻金 昭二                            | (19)<br>12    | 一般       |
| 宗            | 谷 | 6.11, 7                | ホテル奥田屋 会議室                      | ・改正雇用保険法の要点について<br>・高年令者の雇用促進<br>と助成金制度について           | 稚内公共職業安<br>雇用指導官              | 定所<br>梅津 晴夫                      | (13)<br>7     | 一般       |
|              |   | 6. 9.28                | 北見ロイヤルホテル                       | ・改正建設業法について<br>・改正経営事項審査中<br>請について                    | 網走支庁経済部<br>土木係<br>係 長事<br>主 主 | 建設指導課<br>浜中 孝一<br>元地由香里<br>鈴木 伸一 | (65)<br>29    | 一般       |
| 1777<br>1777 | 見 | 6, 10, 25              | 網走セントラルホテル                      | ・農地法第3条許可中<br>請について<br>・農地法第4条5条許<br>可申請について          | 網走支庁農業振<br>農地係<br>係 長<br>技 師  | 興部農務課<br>鈴木 久雄<br>森 太郎           | ( 103 )<br>20 | "        |
|              |   | 6. 10. $\frac{29}{30}$ | 幕別温泉ホテル緑館<br>(道東4支部合同業務<br>研修会) | <ul><li>・行政手続法の施行に<br/>あたって</li><li>相続について</li></ul>  | 行政手続法研究<br>会 長                | 委員<br>板垣 俊夫<br>日向寺正幸             | (103)<br>7    | "        |
| 室            | 蘭 | 6. 11, 19              | 室蘭中小企業センター                      | <ul><li>小型船舶検査関係業務について</li></ul>                      | 室蘭支部                          | 江.良二三夫                           | (46)<br>14    | 一般       |
| 根            | 室 | 6. 10. <sup>29</sup>   | 幕別温泉ホテル緑館<br>(道東4支部合同業務<br>研修会) | <ul><li>・行政手続法の施行に<br/>あたって</li><li>・相続について</li></ul> | 行政手続法研究<br>本会会長               | 委員<br>板垣 俊夫<br>日向寺正幸             | (8)           | 一般       |

## \_\_\_\_\_*お知らせ*\_\_\_\_

## 「年計報告」提出のお願い

平成6年の取扱い業務にかかる「年計報告」の 用紙を同封いたしましたので、3月31日までに提 出してください。

ただし、平成6年中に入会した会員は提出する 必要がありません。

「年計報告」は法改正等に際して、行政書士の 職域確保のための重要な資料となります。

行政書士が扱っている業務量を把握するのは、 皆さんが提出する「年計報告」によることよりほ かできません。

本会会則第85条の規定では、「会員は、毎年1月から12月までの間に処理した事件につき、翌年3月末日までに、規程で定める様式により年計報告を提出しなければならない。」となっています。

## 事務局の年末・年始休みの お知らせ お知らせ

★年 末 12月29日 (木) から休業 ★年 始 1月4日 (水) から始業 よろしくお願い申し上げます。

### 〈投稿募集〉

#### ●伝 言 板

皆様の中で趣味のサークル、同好会、各種研究 会などで同好の士を募集している方。

#### ●ひとこと

本会及び本誌に対するご意見、ご批判、希望される企画などなんでも(200字以内)。

#### ●譲ります・譲ってください

書籍、事務用品などの交換や売買情報(なお、 交渉に関して編集部は関与しませんので、ご当人 同士の責任でお願い致します)。

※以上のご投稿などは、会の名称、内容、会員番号、住所、氏名、連絡先(TEL、FAX) などを記入の上、本会編集部宛にはがき又はFAXでお申し込み下さい。なお、内容によっては掲載できない場合もありますがご了承下さい。

## こせいま

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

| 支部 | 名 | 会員番号   | 氏 | 名 | 死亡年月日     |
|----|---|--------|---|---|-----------|
| -  | 勝 | 3, 300 | 凑 | 昇 | 6. 11. 21 |

## 編集後記



◇夢?もってるよそれぐらい。ん?いいじゃないかそんなこと。だって、言ってしまうと手のひらの上のアワ雪のように消えてしまいそうだから。 君だってもっているだろう? え?いいよ言わなくても。……なに?……フフ ……ばか……。

◇さあ~テ、今年も頑張るぞー/って思うのはいつもこの時季だけ。一年の計は元旦にあり。よし/ 今年こそ彼女を見つけるぞー。なさけない。どこ にいるんだ愛のキューピット?。ついでにどこに あるんだ赤い糸?。

◇変革の年、変革の年と言われ続けながらあっと言う間に過ぎた一年だった気がするけど、なあ~んにも変わらなかったような……。いや、まてよ。よお~く見ると、雪の下にあちらこちら芽が出て……しーップだめだめ、そおっと肥料をやらないと、すぐ枯れちゃうから。

◇さて、今年の行政書士会はどうなるんでしょう。 波瀾万丈の一年になるような予感がします。われ われ一人ひとりの自覚と創意工夫でみんな頑張っ て、仲良く乗り切りましょう。それではみなさん、 お手を拝借 / シャン、シャン、シャン。結構、 結構。

―さすらいの吟遊詩人―

## 日政連北海道支部だより

## 年頭のごあいさつ

## 日政連北海道支部長 日向寺 正 幸

会員の皆様、新年あけましておめでとうご ざいます。

昨年中は、本政治連盟に対しまして、格別 のご配慮を賜り厚く御礼申しあげます。

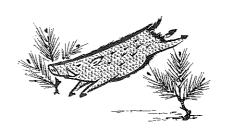
ご承知のとおり、政局は、自社さ連立という組合せとなり、大変難かしい時代になってきたように思われます。こうした中、政治改革関連四法が成立し、衆議院議員の選挙制度が従来の中選挙区制が、小選挙区比例代表並立制に変りました。

われわれ行政書士政治連盟にとって、政治 との関わりは、行政書士制度の限りなき前進 のためであり、行政書士法の改正にあたって も議員立法ということで、大方の議員の賛成 が必要であります。従って、政連としては、 活動の前提として、どうしても、組織の充実 強化、財政の確立を図ることが必要となるわ けです。

現在、法改正のため、自動車関係団体と話 合いを37回にわたって続けてきておりますが、 私は政連の法改正プロジェクトの委員として、36回目から話合いの場に参加しております。 法改正は、あくまでも行政書士のためのもの であり、行政書士に不利になるようなことは 絶対に容認できないという根本理念で臨んで おります。この件については、いずれにして も大詰にきていることは間違いありません。

会員の皆様には、これからも組織活動や選挙活動等で、いろいろご苦労をお願い申しあ げることになりますが、何卒よろしく御願い 申しあげます。

年頭にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心 から祈念申しあげ、ごあいさつといたします。



#### ■ '95.1. 第206号 平成7年1月1日 発行

発行人 日向寺 1 編集人 早 剋 坂 弘 河 上 隆 晃 成 田 芳 賀 啓 寿 編集委員 発行所 北海道行政書士会 印刷所 侑酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル2階 TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138 郵便番号 060

北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344) 北海道銀行本店(当 19116) 北海 銀行本店(当0742651) 北岸銀行本店(普0742651) 札幌銀行本店(普389444) 振替口座 02730-0-8224番